

## 小金井市防犯カメラの設置及び運用に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小金井市防犯カメラの設置及び運用に関する条例（平成27年条例第41号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(公共の用に供する場所)

第3条 条例第2条第2号の規則で定める公共の用に供する場所は、次のとおりとする。

- (1) 市が設置し、又は管理する施設
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が定める場所

(設置運用基準)

第4条 条例第4条第1項に規定する設置運用基準に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 防犯カメラの設置目的に関すること。
- (2) 防犯カメラの設置年月日に関すること。
- (3) 防犯カメラの設置台数に関すること。
- (4) 防犯カメラの撮影対象区域及び防犯カメラの配置に関すること。
- (5) 防犯カメラの設置の表示に関すること。
- (6) 管理責任者の指定に関すること。
- (7) 取扱者の指定に関すること。
- (8) 画像データの保管場所、保管方法及び保管期間並びに記録媒体の廃棄方法に関すること。
- (9) 画像等の目的外利用及び外部提供並びに自己の画像データの開示の方法に関すること。
- (10) 苦情の処理に関すること。
- (11) 条例第7条第8号の規定による記録（以下「運用状況の記録」という。）に関すること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、防犯カメラの適切な設置及び運用に関し市長が必要と認めること。

(設置運用基準の届出等)

第5条 条例第4条第1項の規定による設置運用基準の届出は、当該届出に係る防犯カメラを設置しようとする日の14日前までに、設置運用基準届(様式第1号)を市長に提出して行わなければならない。

2 条例第4条第1項の設置運用基準の内容の変更に係る届出は、その内容の変更をしようとする日の14日前までに、設置運用基準変更届(様式第2号)を市長に提出して行わなければならない。

(防犯カメラ廃止届)

第6条 設置者は、防犯カメラを廃止したときは、速やかに、防犯カメラ廃止届(様式第3号)により市長に届け出なければならない。

(届出義務者)

第7条 条例第4条第1項第2号のこれらに準ずる団体とは、次に掲げる事項に照らし、市長が認める団体をいう。

- (1) 当該地域で、中小小売商業又はサービス業に属する事業者の相当数が近接してその事業を営み、かつ、組織的な活動を行っていること。
- (2) 社会通念上消費者により、まとまった買物の場として認識されていること。
- (3) 当該区域内に人又は車両が常時通行できる道路を含有していること。

2 条例第4条第1項第6号の規則で定める者は、主に市民により構成される犯罪の防止に関する自主的な活動を行う団体とする。

(保管期間)

第8条 条例第7条第5号の規則で定める保管期間は、画像データとして記録された日から7日間(市長が正当な理由があると認める場合にあっては、市長が相当と認める期間)の範囲内において設置者が定める期間とする。

(運用状況の記録)

第9条 運用状況の記録は、記録媒体の廃棄、画像等の目的外利用もしくは外部提供もしくは自己の画像データの開示又は市民等からの苦情のあった日の属する年度の翌年度の4月1日から1年間、これらを保存しなければならない。

2 市又は指定管理者が設置した防犯カメラの運用状況の記録は、第4条第11号及び前項に規定するもののほか、小金井市個人情報保護条例(昭和63年条例第31号)の定めるところによる。

(勧告)

第10条 条例第10条第2項の規定による勧告は、勧告書(様式第4号)により行

うものとする。

(公表)

第11条 条例第11条第1項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 小金井市公告式条例（昭和25年条例第11号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示
- (2) 市のホームページへの掲載
- (3) その他効果的に周知できる方法

2 前項の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 条例第10条第2項の規定による勧告を受けた者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 当該勧告の内容
- (3) 公表の理由
- (4) その他市長が必要と認める事項

3 条例第11条第2項の規定による弁明の機会の付与については、小金井市行政手続条例（平成8年条例第12号）及び小金井市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成7年規則第26号）の規定を準用する。

(委任)

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成27年11月1日から施行する。

設置運用基準届

（宛先）小金井市長

住 所

氏 名

電 話

〔法人その他の団体にあつては、事務所又は  
事業所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

下記のとおり防犯カメラの設置運用基準を定めたので、小金井市防犯カメラの設置及び運用に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

記

設置運用基準の名称	
管理責任者	住 所 氏 名 電 話
防犯カメラ設置年月日	年 月 日
防犯カメラ設置台数	台
添付書類 (①及び②の書類は必ず添付すること。)	① <input type="checkbox"/> 設置運用基準 ② <input type="checkbox"/> 撮影対象区域及び防犯カメラの配置箇所並びに防犯カメラを設置している旨等を表示する箇所を記載した図面 ③ <input type="checkbox"/> その他 ( ) ※添付する書類にチェックをすること。

設置運用基準変更届

（宛先） 小金井市長

住 所

氏 名

電 話

〔法人その他の団体にあつては、事務所又は  
事業所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

下記のとおり防犯カメラの設置運用基準の内容を変更するので、小金井市防犯カメラの設置及び運用に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

記

変更する事項	(変更前)
	(変更後)
変更する年月日	年 月 日
変更する理由	
添付書類 (変更に係る書類を添付すること。)	① <input type="checkbox"/> 設置運用基準 ② <input type="checkbox"/> 撮影対象区域及び防犯カメラの配置箇所並びに防犯カメラを設置している旨等を表示する箇所を記載した図面 ③ <input type="checkbox"/> その他 ( ) ※添付する書類にチェックをすること。

年 月 日

防犯カメラ廃止届

（宛先） 小金井市長

住 所

氏 名

電 話

〔法人その他の団体にあつては、事務所又は  
事業所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

下記のとおり防犯カメラを廃止したので、小金井市防犯カメラの設置及び運用に関する条例施行規則第6条の規定により届け出ます。

記

廃止年月日	年 月 日
廃止理由	

様式第4号（第10条関係）

小 発第 号  
年 月 日

小金井市長

公印

勧告書

小金井市防犯カメラの設置及び運用に関する条例第10条第2項の規定により、下記のとおり勧告します。

記

勧告の内容	
勧告の理由	